

大阪市告示第54号

大阪市児童相談所条例の一部を改正する条例（令和6年大阪市条例第81号）中別表の改正規定は、令和7年3月1日から施行する。ただし、同表大阪市南部こども相談センターの項の改正規定（「平野区喜連西6丁目」を「中央区森ノ宮中央1丁目」に改める部分に限る。）は、同月22日から施行する。

令和7年1月22日

大阪市長 横 山 英 幸